

天使大学の学生、保護者の皆様へ

天使大学
学長 田畑 邦治

2022年度前期授業実施方針について

2022年度も新型コロナウイルス感染症の流行が継続すると考えております。一方、本学におけるワクチン摂取率が90%を超えるなど、感染症対策の大幅な改善とともに、コロナ禍における専門的職業人を養成する本学の使命達成や、学習効果を一層高める対応も求められております。

については、万全の新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、2022年度は「対面授業」を中心とし、一部に「遠隔授業」を併用した時間割編成を行うこととしました。詳細については、以下に示すとおりです。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、「天使大学新型コロナウイルス感染状況に応じた活動制限ガイドライン」の変更と連動して「対面授業」から「遠隔授業」への切替えを行う場合もあることにご留意ください。 <※:下線部は、「参考1」からの変更・追加点>

記

1. 授業は、基本的に「対面授業」を中心とし、一部に「遠隔授業」を併用して実施する。
2. 「対面授業」は、技術・演習科目、実験・実習科目、非常勤講師科目、1・2年次の講義科目を優先して実施する。
3. 看護学科および栄養学科の専門科目については、可能な限り「対面授業」とする。
4. 教養教育科目については、可能な限り「対面授業」とする。
5. 「対面授業」の実施にあたっては、「天使大学新型コロナウイルス感染状況に応じた活動制限ガイドライン」等に基づき、三密を徹底的に回避する対策を講じた上で、感染リスクに十分配慮して実施する。
6. 「天使大学新型コロナウイルス感染状況に応じた活動制限ガイドライン」のステージ3以下の場合は、原則として1週間に3回以上は「対面授業」で登学出来るよう配慮するとともに、
昼食を挟む時間割編成を基本とする。
7. 「遠隔授業」は「対面授業」の時間割に配慮して、Google Classroomを用いるオンデマンド型の「遠隔授業」を基本と実施する。なお、新型コロナウイルス感染症が拡大し、「対面授業」が困難となった場合には、Zoomによるリアルタイム型の「遠隔授業」の実施も可能とする。
8. 「遠隔授業」で必要な学生への授業資料は、「対面授業」で登学した際に渡せるよう準備する。ただし、時間割編成上、対面授業の期間が空く場合は、郵送等で対応する。
9. 入試日以外の土曜日、祝日は必要に応じて開講日とする。なお、入試日に遠隔授業を実施する場合に限り、非常勤講師及び入試業務を担当しない学内教員のみ開講を可能とする。
10. 創立記念日(12月8日)、キリスト降誕祭(12月25日)は必要に応じて開講日とする
※前期は該当なし。
11. 対面授業時の座席間の距離は、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021.11.22 Ver.7)」に基づき、最低基準よりは広い1.2m以上を原則とする。また、授業形式に関わらず不織布マスクの着用は必須とする。一方、フェイスシールドについては一律に着用を求めず、換気を十分にしうえで1.0m以内に接近する場合などを考慮して授業担当教員が着用の必要性を判断する。
12. 定期試験及び追再試験期間は設けるが、新型コロナウイルス感染症の状況によっては変更もありうる。

<参考1 2022年11月8日 教育研究評議会「2021年度後期授業方針の変更について」本文>
記

1. 授業は、基本的に「遠隔授業」と「対面授業」を併用して実施する。
2. 「対面授業」は、技術・演習科目、実験・実習科目、非常勤講師科目を優先して実施する。
3. 看護学科および栄養学科の専門科目については、可能な限り「対面授業」とする。
4. 教養教育科目については、「遠隔授業」を基本とし、一部を「対面授業」とする。
5. 「対面授業」の実施にあたっては、「天使大学 新型コロナウイルス感染状況に応じた活動制限ガイドライン」等に基づき、三密を徹底的に回避する対策を講じた上で、感染リスクに十分配慮して実施する。
6. 「天使大学新型コロナウイルス感染拡大に伴う活動制限ガイドライン」のステージ3以下の場合は、少なくとも1週間に2回以上は「対面授業」で登学出来るよう配慮する。
7. 「遠隔授業」で必要な学生への授業資料は、「対面授業」で登学した際に渡せるよう準備する。ただし、時間割編成上、対面授業の期間が空く場合は、郵送等で対応する。
8. 入試日以外の土曜日、祝日は開講日とする。なお、入試日に遠隔授業を実施する場合に限り、非常勤講師及び入試業務を担当しない学内教員のみ開講を可能とする。
9. 創立記念日(12月8日)、キリスト降誕祭(12月25日)は開講日とする。
10. 対面授業時の座席間の距離は、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.9.3 Ver.4)」に基づき、最低基準よりは広い1.2m以上を原則とするが、実験・演習やグループワークの際は、不織布マスクとフェイスシールドを着用することとする。
11. 定期試験及び追再試験期間は設けない。科目責任者の責任において成績評価する。

<参考2 今後の「対面授業」を増やすための課題>

1. 教室確保：100人規模で入る教室が少ない。体育館、2303教室だけ。
2. 1への対応：2教室連結による対応(4202と4203、6301と6303、7302と7405)
3. 教室の換気機能の強化：設備導入(3号館(3301など)、4号館(情報処理室など))
4. 対面時の座席指定の在り方
 - ①従来通り、科目担当者が座席指定
(学務課・教務関係>d. 各種通知・マニュアルよりダウンロードして作成)
 - ②座席番号に「×」や「○」の明示だけ・・・発生時の追跡が難しいか。
 - ③藤女子大学方式・・・机にQRコードがあり写メで学生が撮る・・・コスト？

<参考3 「遠隔授業」を教務委員会が認めるルール(「遠隔授業」実施細則の案20211210)>

1. 「対面授業」を中心として実施する場合は、オンデマンド型の「遠隔授業」を基本とする。
2. 「対面授業」が困難となる場合は、オンデマンド型に加え、リアルタイム型の「遠隔授業」も併用する。
3. 「遠隔授業」の対象は、原則として、1クラスが100名を超える講義・演習科目や「遠隔授業」の学習効果が極めて高い場合とする。また、非常勤講師等の都合で「遠隔授業」を余儀なくされる場合は、「対面授業」が円滑に実施できるよう配慮した上で「遠隔授業」を実施する。
4. 「遠隔授業」の実施判断は、科目責任者からの申請により「対面授業」の時間割編成に配慮して、教務委員会が行う。